

# 中京大学 外国人留学生 生活マニュアル

中京大学国際センター 2017年度

# 目 次

○ 目次	.....	P. 1
○ 外国人留学生のみなさんへ	.....	P. 2
○ I. 国際センターについて	.....	P. 3
○ II. 国際センターラウンジについて	.....	P. 4
○ III. 在留資格に関する手続きについて	.....	P. 5 - 12
① 在留期間更新許可申請		
② 資格外活動許可申請（アルバイトの許可）		
③ 在留カード		
④ 在留期間更新許可申請		
⑤ 申請における注意事項		
⑥ 名古屋入国管理局の連絡先と行き方		
⑦ パスポートの更新手続き		
○ IV. 国民健康保険について	.....	P. 13
○ V. 外国人留学生対象の各種奨学金について	.....	P. 14 - 19
○ VI. 国際留学生会館について	.....	P. 20
○ VII. 授業料の減免について	.....	P. 21
○ VIII. 学費延納について	.....	P. 21
○ IX. 休学・復学・30日以上の欠席について	.....	P. 21
○ X. 大学との連絡と在籍確認について	.....	P. 22

# 外国人留学生の皆さんへ

この「外国人留学生生活マニュアル」は、中京大学で学ぶ外国人留学生の皆さんがより良い学生生活を送るためにぜひ覚えていただきたい情報をまとめたものです。

本学にはこの「外国人留学生生活マニュアル」のほかに、「学生便覧」や「大学院便覧」があります。留学生の皆さんは、まずそれらをよく読んで内容を十分理解してください。

また、指示されたガイダンスなどには必ず出席して、学習方法や学生生活の過ごし方等についての理解を深めてください。教職員・先輩の外国人留学生や日本人学生と積極的に交流することは、風俗・習慣・言語・文化など、自国と異なる日本における留学生活を実り多いものにし、本学での学習の成果を一層高めることに役立つでしょう。

この「外国人留学生生活マニュアル」が、皆さんにとって在学中の手助けとなることを願っています。

中 京 大 学  
国 際 セ ン タ ー

## I. 国際センターについて

国際センターは、本学の学生の国際交流全般に係わる業務を取り扱っています。  
外国人留学生の皆さんに関しては、主に下記のような仕事をしています。

### 【国際センターで扱う外国人留学生に関する主な業務】

- ◆ 中京大学に在籍する外国人留学生の名古屋入国管理局への在留資格関連の各種申請に関する手続き
- ◆ 外国人留学生対象の各種奨学金の募集・申請・その他手続き
- ◆ 外国人留学生へのガイダンス
- ◆ 国際留学生会館の入居に関する手続き
- ◆ 外国人留学生のための生活相談
- ◆ 外国人留学生対象の学内・学外のイベントの告知・運営など

<受付時間>	9:00-17:00 (月～金曜日) *豊田キャンパスは、毎週火曜日の9:00～15:00の間は閉室となります。 *受付日時は長期休暇などの都合等で変更することがあります。
<場所>	名古屋キャンパス: センタービル (0号館) 1階 豊田キャンパス: 8号館1階
<電話番号>	052-835-7133 (名古屋キャンパス) 0565-46-6949 (豊田キャンパス) * 豊田キャンパスに繋がりにくい場合は、名古屋キャンパスに電話してください。
<F A X>	052-835-7119 (名古屋キャンパス) 0565-46-6970 (豊田キャンパス)
<メールアドレス>	ic@mng.chukyo-u.ac.jp
<ホームページ>	中京大学 <a href="http://www.chukyo-u.ac.jp/">http://www.chukyo-u.ac.jp/</a> 国際センター <a href="http://www.chukyo-u.ac.jp/support/international/index.html">http://www.chukyo-u.ac.jp/support/international/index.html</a>

## Ⅱ.国際センターラウンジについて

国際センターの学生用ラウンジは、名古屋キャンパス センタービル1階にあります。

<b>A g o r a</b> (アゴラ)	国際センター入口付近のラウンジ 外国人留学生が自由に使用できる場所であり、学内での国際交流が可能となっています。パソコンの利用も出来ます。
<b>Salone</b> (サローネ)	国際センター奥のラウンジ 主にイベントで使用。原則日本語を禁止。外国語の学習や異文化交流のスペースとなっており、様々な国と地域の言語や文化に触れることができます。

※豊田キャンパスは国際センター内にミーティングスペースがあります。

### 【ラウンジ使用に関する注意事項】

上記ラウンジは、留学生と日本人学生の両方が使用します。この場所が本学の学生にとって国際的なコミュニケーションの場となるよう、皆さんも下記のルールを守って利用してください。

- ◆ **食事禁止**  
飲み物を持ち込むことは出来ますが、食事をしない（食べ物を持ち込まない）で下さい。
- ◆ **静かに利用**  
ラウンジは国際センター事務室と隣接していますし、中には勉強している学生もいます。必要以上に大きな声で話をしたり、大きな音を立てないで下さい。
- ◆ **携帯電話での通話禁止**  
皆が使う場所なので、使用は控えてください。
- ◆ **整理整頓**  
設備品は、使用后責任をもって片付けて下さい。椅子は机につけて整頓し、自分で持ち込んだゴミは各自片付けて下さい。
- ◆ **「サローネ」使用許可**  
使用する前に必ず国際センターから許可をもらってください。
- ◆ **ラウンジ内の貸出図書**  
ラウンジ内の書籍を借りたい場合は、国際センター職員に申し出て下さい。2週間まで貸し出しできます。但し、教科書に勝手に書き込んだり、CDを返し忘れたり、その他資料の破損が認められた場合には、弁済を求める場合があります。大切に使用し、返却期限を守ってください。
- ◆ **イベント時のラウンジ利用制限**  
都合上、ラウンジの使用を一時制限することがありますのでご協力下さい。
- ◆ **ラウンジ以外の場所への立ち入り禁止**  
ラウンジ以外の場所（事務所等）には無断で立ち入らないで下さい。

## Ⅲ. 在留資格に関する手続きについて

皆さんは「留学」の査証（ビザ）を持って、外国人留学生として日本に滞在しています。在学中は、在留期間が満了する前に、入国管理局（「入管」と略すことがあります。）において期間更新の手続きをしなければいけません。国際センターでは、こうした法務省 名古屋入国管理局への各種申請業務を、留学生の皆さんに代わって開講期間中は 1 ヶ月に 1 回程度行っています。これを「取次申請/とりつぎしんせい」と言います。

### 【外国人留学生の在留資格に関する手続きの受付】

名古屋キャンパス	火曜日・金曜日	午前 10 時～11 時 30 分、午後 12 時 30 分～14 時まで
豊田キャンパス	金曜日	午前 10 時～11 時 30 分、午後 12 時 30 分～14 時まで

（長期休暇期間を除く。また、業務の都合により対応できない場合もあります。）

在留期限の 3 ヶ月前から更新の手続きが可能となりますので、自分で常に意識をして、期限直前に相談に来るのではなく余裕を持って遅くとも 1 か月以上前には必ず国際センターへ来て、手続きを行ってください。

在留期限直前の対応は出来ません。もちろん、書類に不備があれば申請は出来ませんし、アルバイト等で忙しく、授業に殆ど出ていないというような学生に対しては取次申請を行いません。

尚、夏季休暇や冬季休暇など、長期休暇期間中は、大学は入管への取次申請は行いません。長期休暇期間中に在留期限が切れてしまう学生は、特に早めに手続きを行うようにしてください。

### Ⅲ－①在留期間更新許可申請

**自分の在留期限を常に把握してください。**

国際センターでは、皆さんにかわって定期的に入管に出向き、在留期間の更新申請手続きをする取次申請をしています。しかし、それぞれの在留期間は、**皆さん本人からの申請が無いと私達には分かりません**。在留期間を過ぎてもビザの更新をせず放置していると、在留資格が無効となり、日本から母国に**強制送還という最悪の事態も考えられます**。どうか、くれぐれも大学任せにせず、**在留期限は自己管理**して下さい。

#### 【留学ビザの確認】

文部科学省・法務省等からの指導のため、大学は皆さんの在留資格を確認する必要があります。毎年3月または4月に、**①パスポートの顔写真部分および②在留カードの両面コピーを国際センターに提出して下さい**。

入学や在留期間更新（又は変更）の後は、すぐに提出してください。これを怠ると、外国人留学生対象の授業料減免や奨学金申請等を行うことが出来無くなります。十分注意して下さい。

## 在留期間更新許可申請に必要な書類

### 【全員】

1. 在留期間更新許可申請書（5枚）  
【<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3-1.html>】
2. 証明写真1枚（縦4cm×横3cm、3か月以内に撮影したものの申請書に貼り付け）
3. パスポート（必ず自分用にコピーを取り、携帯してください。）
4. 在留カード（必ず自分用にコピーを取り、携帯してください。）
5. 収入印紙代4,000円
6. 手数料納付書 【<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>】

### 【学部生】

#### ●正規新入生

##### 7. 入学許可証※1のコピー

直前に日本語学校・専門学校・他大学の日本語別科に通っていた場合

##### 8. 出席率の分かる成績証明書（以前通っていた教育機関発行、厳封されているもの）

##### 9. 修了証明書（以前通っていた教育機関発行）

直前に日本国外の大学・大学院を卒業している場合

##### 10. 最終学歴の卒業証明書、学位証明書※2と成績証明書

#### ●学部で二回目の更新

##### 11. 最新成績証明書（本学における名称は「成績・単位修得証明書※3」）

#### ●留年、休学、復学の場合

##### 12. 在学・在籍証明書※4

##### 13. 最新成績証明書（本学における名称は「成績・単位修得証明書※3」）

##### 14. 理由書※5

### 【大学院生】

#### ●正規新入生

##### 7. 入学許可証※1のコピー

直前に日本語学校・専門学校・他大学の日本語別科に通っていた場合

##### 8. 出席率の分かる成績証明書（以前通っていた教育機関発行、厳封されているもの）

##### 9. 修了証明書（以前通っていた教育機関発行）

直前に本学の学部生、又は修士の場合

##### 10. 直前の成績証明書

直前に研究生の場合

##### 11. 研究生の在籍証明書

直前に日本国外の大学・大学院を卒業している場合

##### 12. 最終学歴の卒業証明書、学位証明書※2と成績証明書

#### ●二回目の更新

##### 13. 最新の成績証明書（本学における名称は「成績・単位修得証明書※3」）

#### ●休学、復学、延長する場合

##### 14. 在学・在籍証明書 ※4

##### 15. 最新の成績証明書（本学における名称は「成績・単位修得証明書※3」）

##### 16. 理由書※5



## 【研究生】

7. 受入許可証明書※7 のコピー
8. 在学証明書
9. 研究指導内容証明書※8

### ●新規受入

直前に日本語学校・専門学校・他大学の日本語別科に通っていた場合

10. 出席率の分かる成績証明書（以前通っていた教育機関発行、厳封されているもの）
11. 修了証明書（以前通っていた教育機関発行）

直前に日本国外の大学・大学院を卒業している場合

12. 最終学歴の卒業証明書、学位証明書※2 と成績証明書

直前に本学の学部、又は大学院の場合

13. 直前の成績証明書

### ●二年目の更新

14. 研究成果内容証明書※8
15. 理由書※5

### ※1 入学許可証

入学手続完了後に入試センターが発行し、国際センターで保管しています。国際センターへ「入学手続完了通知」コピーを提出して下さい。

### ※2 最終学歴の卒業証明書.学位証明書

原文とコピーを入管に持って、コピーを提出、原文は学生に返します。

### ※3 成績・単位修得証明書

中京大学で取得した単位の証明書（「成績・単位修得証明書」）については、教務課で発行します。但し、本学では、秋学期・通年科目の成績評価が記載された成績・単位証明書を3月下旬に発行できます。秋学期の成績発表前に申請する場合は、「成績・単位修得見込証明書」を入管に提出します。発行には数日かかる場合があります。（手数料は、和文100円）

### ※4 在学・在籍証明書

学生支援室発行。（和文手数料100円）

### ※5 理由書

書式は国際センターにあります。指導教官と相談の上、学生本人が作成。手書き可。

### ※6 研究指導内容証明書

書式は国際センターにあります。内容は指導教官に相談の上、学生が作成。手書き不可。必ずパソコンで作成。指導教官が認印（個人印）を押印、指導教官が学事センターへ送り、学部長/研究科長印を取得、学事センターが国際センターへ書類送付。

### ※7 受入許可証明書

受入手続完了後、教務課が発行し、国際センターで保管します。受入決定時に教務課が発行する「通知書」、並びに「学費入金証明書」のコピーを提出してください。

### ※8 研究成果内容証明書

書式は国際センターにあります。学生から指導教官に作成を依頼する。手書き可。

## Ⅲ－②「資格外活動許可申請」（アルバイトの許可）

留学生に対する資格外活動の許可は、日本で勉学をする目的で在留している留学生のみなさんに、勉学の妨げにならない範囲でアルバイトを許可するものです。学費その他の必要経費を補うためにアルバイトを希望する時は、事前に入国管理局「資格外活動許可」を受ける必要があります。

### 資格外活動許可申請に必要な書類

① 資格外活動許可申請書 1枚

【 <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html> 】

② 在留カード

③ パスポート

④ その他、「資格外活動内容届出書」(※)、および「資格外活動内容変更届出書」(※)

【※この書類は、入管ではなく国際センター提出用です。】

### 【資格外活動許可】

- ◆ アルバイトは勉学の妨げにならない範囲で行なわなければならないこと、風俗関連のアルバイトは厳しく禁じられていることを十分理解しておいてください。
- ◆ 資格外活動が許可されれば、留学生は1週間につき28時間以内のアルバイトが認められます。但し、夏期・冬期休暇のような長期休業期間中のみ1日8時間迄働くことが認められています。この許可を受けずアルバイトをしたり、許可された範囲を超えてアルバイトをすると、処罰の対象になります。場合によっては、強制退去の対象となりますので十分に注意して下さい。
- ◆ 資格外活動許可の有効期間は、在留期間と同じです。
- ◆ 資格外活動許可証はシールタイプで、入国管理局でパスポートに貼られます。又、在留カードの裏面にも許可のスタンプが押されます。
- ◆ 学業成績不振者の学生に対して資格外活動許可の入管取次ぎ申請は行いません。また、基本的に休学中の留学生のアルバイトは認めません。

### 【「資格外活動内容届出書」と「資格外活動内容変更届出書」】

入国管理局の要請で、大学は皆さんのアルバイト実施状況を把握する必要があります。

アルバイトを行う留学生は、「資格外活動内容届出書」を国際センターに提出し、アルバイトの内容を届け出て下さい。また、アルバイトの内容が変更になった場合は必ず「資格外活動内容変更届出書」を提出して下さい。

## Ⅲ－④在留資格変更許可申請

### 在留資格変更許可申請に必要な書類

#### 【全員】

1. 在留資格変更許可申請書（5枚）  
【<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>】
2. 証明写真1枚（縦4cm×横3cm、3か月以内に撮影したものの申請書に貼り付け）
3. パスポート（必ず自分用にコピーを取り、携帯してください。）
4. 在留カード（必ず自分用にコピーを取り、携帯してください。）
5. 収入印紙代4,000円
6. 手数料納付書 【<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.htm>】
7. 理由書

#### 【学部生】

8. 在学. 在籍証明書（正規新生の場合入学許可証明証のコピー）
9. 成績・単位修得証明書
- 直前に日本語学校・専門学校・他大学の日本語別科に通っていた場合
10. 出席率の分かる成績証明書（以前通っていた教育機関発行、必ず厳封されているもの）
11. 修了証明書、また修了見込証明書（以前通っていた教育機関発行）
- 直前に日本国内外を問わず、他の高校、大学、卒業している場合
12. 最終学歴の卒業証明書、学位証明書、と最新成績証明書

#### 【大学院生】

8. 在学. 在籍証明書（正規新生の場合入学許可証明証のコピー）
9. 成績・単位修得証明書
- 直前に日本語学校・専門学校・他大学の日本語別科に通っていた場合
10. 出席率の分かる成績証明書（以前通っていた教育機関発行、必ず厳封されているもの）
11. 修了証明書（以前通っていた教育機関発行）
- 直前に研究生の場合
12. 研究生の在籍証明書
- 直前に日本国内外を問わず、他の大学、大学院を卒業している場合
13. 最終学歴の卒業証明書、学位証明書と最新成績証明書

#### 【研究生】

8. 在学・在籍証明書
9. 受入許可証明書のコピー
10. 研究指導内容証明書
11. 研究成果内容証明書（研究生二年目のみ）
- 直前に日本語学校・専門学校・他大学の日本語別科に通っていた場合
12. 出席率の分かる成績証明書（以前通っていた教育機関発行、必ず厳封されているもの）
13. 修了証明書（以前通っていた教育機関発行）
- 直前に日本国内外を問わず、他の高校・大学・大学院を卒業している場合
14. 最終学歴の卒業証明書、学位証明書と最新成績証明書
- その他、特定な場合に必要書類  
離職証明書  
就労ビザからの変更の場合のみ。（最新の職場の離職証明書を提出）

### Ⅲ－⑤ 申請における注意事項

- ◆ 申請書類の最後の頁に国際センターの公印が無ければ、入国管理局への申請が出来ません。基本的に申請書は空欄を無くし、該当しない箇所には「なし」と記入して下さい。
- ◆ 一度記入した箇所を訂正するには、二重線で消した後、捺印か署名をして訂正して下さい。
- ◆ ビザ（査証）の有効期限の前1ヶ月間に日本国外へ出るのはなるべく避けて下さい。基本的には、在留期間更新の申請後、入国管理局の審議中に日本国外へ出ることは許されません。やむを得ず国外へ出る場合は、日本に帰ってから査証の期間更新申請が確実に在留期限前に行えるよう、期間更新の資料を予め全て準備し、時間の余裕を持って戻るようにしてください。尚、ビザの有効期限直前に依頼をされても、大学は取り次ぎ申請を行うことは出来ません。急ぎの場合は学生本人が入国管理局に申請に行くこととなります。
- ◆ 学生本人が入国管理局で在留期間更新等の申請手続きを行う場合は、先に述べた書類のほか、在学（籍）証明書や、経費支弁能力を証明する書類の提出するよう求められることがあります。銀行の残高証明書、又は銀行通帳の全頁のコピーを提出するよう求められることがあります。
- ◆ 学生本人が入国管理局で資格外活動許可を得た場合でも、大学は皆さんの在留資格を把握する必要があります。留学ビザの期間更新許可が下りたら、速やかに国際センターへパスポートと在留カードを一度提出して下さい。
- ◆ 在留中の一切の経費支弁能力を証明する書類について：  
入管の審査過程で必要と認められるときは、大学の取次申請の場合であっても、日本滞在中の費の支弁その他の書類の提出が求められる場合もあります。  
第三者が経費支弁する場合には、「経費支弁書」とその方の年収を証明する書類が求められる場合もあります。

### Ⅲ－⑥法務省 名古屋入国管理局の連絡先と行き方

[住所] 〒455-8601 名古屋市港区正保町 5-18

[電話] 代表 052-559-2150

留学審査部門 052-559-2118

[交通機関] あおなみ線 「名古屋競馬場前」駅 徒歩1分

[ホームページ] <http://www.immi-moj.go.jp/>



### Ⅲ－⑦パスポート更新手続き

パスポートの有効期限は、学生本人が常に把握し、期限が切れる前に余裕を持って、各自母国の在日大使館等で更新手続きを行ってください。大学では手続き出来ません。

## IV. 国民健康保険について

国民健康保険は、留学生全員、必ず加入しておくべきものです。

自分の居住地近くの市区町村の窓口で加入手続きをし、掛金を支払うと、「保険証」が交付されます。病気やけがで病院に行ったときは、その診療機関窓口で保険証を提示してください。

この保険に加入しておくことで、一部を除き、原則として診療費の70%が日本国政府により負担されるので、加入者が支払う金額は30%で済みます。(ただし、出産・交通事故・健康診断・美容整形・前歯の治療・ギブス代・病気の予防などには使用できません。)

主な加入条件は、外国人登録をしていることと、在留期間が一年間以上あることです。保険料の掛け金は、居住している地区や収入などにより異なります。詳しくは近くの市区町村へ問い合わせてください。

## V.外国人留学生対象の奨学金について

国際センターでは、本学の外国人留学生の皆さんを対象とした奨学金を取り扱っています。対象となる学生は、**基本的に学部2年生以上で、前年度の大学学部または大学院の春学期と秋学期を合わせた、1年間分の成績と修得単位が明らかな正規外国人留学生です。募集の際は、ALBOにて連絡をします。1日1回は各自自己責任で確認するようにしてください。**

尚、1人の留学生が同時に複数の奨学金に併願することは公平さを欠くため、**本学留学生の奨学金において、同時期に応募できる奨学金は1人につき1件とします。また、大学から奨学生に推薦された場合、その最終結果が出る迄の間他の奨学金に応募出来ません。**

また、基本的に、外国人留学生を対象とする全ての奨学金の学内選考において、「奨学金の学内選考基準」を用いています。（詳細は、それぞれの奨学金によって異なります。）

下記に、本学の外国人留学生を対象にした主な奨学金を紹介します。**それぞれの募集内容は、変更の可能性がります。詳細は、必ず募集要項を確認してください。**

### 1. 「中京大学外国人留学生給費奨学生」奨学金

中京大学では、教育・研究を通じて国際相互理解を図ることを目的とし、学業成績が優れているが経済的事情のため修学が困難な、学部、または大学院で学ぶ私費外国人留学生（正規生・交換留学生）に対し、「中京大学外国人留学生給費奨学生」奨学金を支給しています。

- ◇募集人員 奨学生の支給人数は、各年度、学部学生は7名分、大学院学生は10名分とする。（※受入交換留学生を含む）
- ◇募集時期 4月（又は5月）
- ◇支給期間 4月～3月分（12ヶ月間分）
- ◇支給月額 学部学生 : 45,000円  
大学院学生（修士・博士課程共通） : 65,000円

#### 【主な応募条件（詳細は募集要項参照）】

- ◆ 本学学部に1年次から入学し、応募時2年次以上の正規学部学生
- ◆ 応募時に修士課程1年次以上の正規大学院生
- ◆ 応募時、本学の在学期間が2年目以上となる正規学部編・転入生
- ◆ 受入交換留学生も対象
- ◆ 他機関（外国政府を含む）の奨学金を受給していないこと

など

## 2. 「文部科学省外国人留学生学習奨励費」

- ◇ 募集時期 毎年 4 月頃
- ◇ 募集人数 2016 年度実績は学部 1 名
- ◇ 支給期間 1 年間分（追加募集がある場合は 6 ヶ月間分）
- ◇ 支給月額 学部学生 : 48,000 円  
大学院学生（修士・博士課程共通） : 48,000 円

### 【主な応募資格（詳細は募集要項参照）】

- ◆ 成績係数が学部学生、大学院生ともに 3.0 満点換算中 2.3 以上あること（本学の GPA 基準と計算式が異なります。詳細は募集要項参照。）
- ◆ 学費を除く仕送りが平均月額 9 万円以下であり、在日経費支弁者の年収が 500 万円以下であること
- ◆ その他、申請資格や、各大学の推薦人数制限枠は毎年変動します。詳細は募集要項を参照のこと

## 3. 文部科学省「国費外国人留学生(国内採用)」奨学金

- ◇ 募集時期 奨学金支給開始の前年 11 月から 12 月頃
- ◇ 募集人数 大学院生 : 1 名程度  
(2016 年度本学受給者実績 : 新規採用 0 名)
- ◇ 支給期間 在学期間中（大学院修士課程から博士課程に進学する場合も延長申請可）
- ◇ 支給月額 大学院学生 : 148,000 円（2015 年度実績）
- ◇ その他 授業料、並びに施設充実費、卒業時母国に帰国する際の帰国旅費等

### 【主な応募資格（詳細は募集要項参照）】

- ◆ 修士または博士課程に在籍している者、あるいは卒業見込みの者で支給開始年の 4 月 1 日時点で 35 歳未満。本邦と国交のある国籍を有する者。
- ◆ 学業成績 : 特に優れていること

## 4. 各種民間団体の奨学金

大学推薦を伴う留学生の奨学金は、全て国際センター経由で、学長等の推薦書を添付して申請することになっており、留学生が直接各種奨学金団体に申請書類を提出することはできません。対象者には、国際センターから ALBO を通して募集要項を送りますので、申請のルールを必ず守るようにしてください。下記に、本学で受給実績のある民間奨学金について、過去の募集内容を参考に概要を記しておきます。



#### 公益財団法人 ロータリー米山記念奨学生

- ◇応募資格 学部・大学院に在籍する外国人留学生  
年齢 45歳未満
- ◇採用人数 2016年度 1名（学部1名・大学院1名の大学推薦枠）
- ◇支給月額 学部3・4年生対象 : 月額10万円  
大学院学生（修士・博士課程共通） : 月額14万円
- ◇支給期間 1年間（最長2年間）
- ◇募集時期 例年9月頃

#### 公益財団法人 市原国際奨学財団奨学生

- ◇応募資格 学部・大学院に在籍する留学生 一部国籍制限あり
- ◇採用人数 2016年度採用者 0名（大学全体から1名の大学推薦枠）
- ◇支給月額 月額5万円
- ◇支給期間 1年間
- ◇募集時期 例年1月頃

#### 公益財団法人 平和中島財団奨学生

- ◇応募資格 学部・大学院に在籍する留学生
- ◇採用人数 2016年度採用者 0名（学部1名・大学院1名の大学推薦枠）
- ◇支給月額 学部学生対象 : 月額10万円  
大学院学生（修士・博士課程共通） : 月額12万円
- ◇募集時期 例年9月頃

#### 公益財団法人 横山国際奨学財団奨学生

- ◇応募資格 学部・大学院に在籍する留学生
- ◇採用人数 2016年度採用者 1名（学部2名・大学院修士1名、博士1名の大学推薦枠）
- ◇支給月額 学部学生対象 : 月額3万円  
大学院学生（修士課程） : 月額5万円  
大学院学生（修士課程） : 月額7万円
- ◇募集時期 例年9月頃

上記以外のみなさんが受給できる可能性がある奨学金を次ページに一覧で載せています。奨学金団体へ直接申請するもの、大学を通して申請するもの等それぞれに違いがありますので、この一覧を参照したうえで興味のあるものについては適宜自分で調べてください。

# 民間奨学金一覧

※1 学:学校の窓口にお問い合わせ 団:奨学団体に問い合わせ

※2 学:大学学部の学生 研:大学院レベルの研究生 修:大学院修士課程の学生 博:大学院博士課程の学生

No.	団体名 奨学金名	※1		応募資格		支給		備考
		賞 問	申 請	※2 支給対 象	出身国・地域	内容 (千円)	期間	例年募集期間
1	(公財)伊藤国際教育交流財団 外国人奨学金	団	団	修(1)	-	180/月	2年以内	10月中
2	(公財)イノアック国際教育振興財団	学	学	学 修 博	-	50/月	2年	10~11月
3	(公財)NECC & C財団外国人研究員 助成	団	団	博	-	125/月	1年	7月中旬~9月末日
4	(財)上山奨学財団 上山奨学財団奨学金	学	学	学 修 博	-	200/年	1年	4月中旬~5月末
5	(公財)韓国教育財団	団	団	学	在日韓国人	500/年	1年	4月~5月末
				修 博		1000/年		
6	(公財)交流協会 奨学金(国内採用)	団	団	修 博 専 職	台湾	144~148/月、帰 国航空券、授業料 等	修士課程または博士課 程を修了するのに必要 な期間(標準修業年限)	8月上旬~10月下 旬
7	(独)国際交流基金 日本研究フェロシップ (博士論文執筆者)	団	団	博	日本と国交の ある国 ただ し、台湾の方 (含永住権)	航空券、310/月、 その他	4月~14月 (ただし米国の申請者 は4ヶ月から最長12ヶ 月)	9月~11月末 (米国は11/2)
8	(公益信託)斎藤渡見イスラム研究助 成基金	学	学	学 修 博	イスラム諸国	400/年	年2回支給	3月~5月
9	(公財)SGH	学	学	学(3)	東南アジア諸国	100/月	2年 (4~3月)	2月から4月中旬
				修(1) 博(2)				
10	(公財)佐藤陽国際奨学財団	団 ・ 学	学	学	アジア諸国	150/月	同一の課程内に限る (原則2年)	①6~8月 ②11~1月
				修 博		180/月		
11	(社)CWAJ CWAJ外国人留学生大学院 女子奨学金	団	団	修 博	-	総額2000	1年(分割)	10月下旬~11月初 旬
12	(公財)春秋育英会	団	学	学	東南アジア諸国	30/月	卒業まで	5/15
				修				
13	(一財)青峰奨学財団 青峰奨学金	団	団	学	韓国	50/月	最長2年	4月中旬~下旬
				修 博		70/月		
14	(公財)朝鮮奨学会	学	学	学	韓国、朝鮮	25/月	1年	4月中
				修		40/月		
				博		70/月		

15	(公財)東華教育文化交流財団 私費中国人留学生奨学金	団	団	学(3~) 修博	中国(香港、マ カオ、台湾を 含む)	100/月	2年以内	11月頭から下旬
16	(公財)とうきゅう留学生奨学財団	団	団	修 博	アジア・太平洋 地域	180/月、医療費補 助、学会出席費補 助	2年以内	10月中
17	(公財)東京YWCA「留学生の母親」 運動奨学金	団	団	学(1~2) 専(1~2) 短(1~2)		30/月	1年	5月上旬~中旬
18	(公財)豊秋奨学会	学	学	修博(最 終学年)	中国	50/月	1年	1月中旬~3月中旬
19	(財)日本ガイシ留学生基金 日本ガイシスカラシップ	学	学	学修博	-	120/月	2年(ただし1年後に 再選考)期間内に卒業 する場合は最短修業年 限	12月頭~1月下旬
20	(公財)似鳥国際奨学財団	団	団	学(3~ 4) 修(1~ 2)	-	110-150/月	原則1年(最長在籍課 程の最終年度まで2 年)	8月上旬~10月末
21	(公財)朴龍九育英会	団	団	修 博	留学生 留学生 なら国籍 不同	70/月	1年(4月~)	2月中旬~3月末 日
22	(公財)橋谷奨学会	団	学	研修 博	インドネシア	100/月	最短修業年限	3月~4月
23	富士ゼロックス(株)小林節太 郎記念基 金 在日外国人留学生研究助成	団	団	博	アジア、大洋州	最大1200/年	1年(7月~)一括支給	1月~2月末
24	(公財)本庄国際奨学財団	団	団	研 博 修	-	150/月 180/月 200/月	4年~ 3年 1~2年	8月頭~10月末

上記以外にも民間団体の奨学金の募集があれば、随時 ALBO で告知します。

奨学金の募集の内容は変更になる可能性があります。最新情報は必ず募集時の要項を  
確認してください。

## 5. その他

### 留学生会後援会 「緊急援助金」

留学生に対し深い理解のある地域団体からの寄付により運営されています。緊急に経済的困難に陥り、支援が必要と認められた留学生に対し、大学推薦の後、審査の結果、支給が決定されます。

#### ◇応募資格

- ◆ 経済的困窮に陥り、緊急に支援が必要な私費外国人留学生であり、且つ、下記を満たす留学生。
- ◆ 学業・人物等が優れ、指導教員又は留学生担当者の推薦がある者
- ◆ 奨学金等を受給していない者（1ヶ月5万円未満の奨学金を除く）
- ◆ 同年度内に緊急援助金に申請したことの無い者 等

◇申請時期 随時

◇支給金額 最高10万円まで

◇申請方法 国際センターに相談のこと。

※返済義務はありませんが、金銭的余裕が出来た時に少しずつ返却することが望ましいとされています。

## VI. 国際留学生会館について

### 【名古屋国際センター 国際留学生会館】

愛知県と名古屋市の共同プロジェクトとして建設された会館で、宿舎としての機能はもちろんのこと、生活相談・研修施設・情報提供・県民市民との交流事業など幅広い留学生支援活動を行なう施設です。

- ◇所在地 名古屋市港区港栄
- ◇居室の概要 【单身室】 炊事設備・浴室・ベッド(布団なし)・受信専用電話  
【夫婦室】 炊事設備・浴室・ベッド(布団なし)・受信専用電話
- ◇入居資格 愛知県内の大学に在学中または入学試験に合格している留学生  
会館の研修・交流事業に協力できる者 等
- ◇入居期間 【春期募集】 4月1日から翌年3月28日、  
【秋期募集】 10月1日から翌年9月28日  
※基本的に指定の入居日から1年間(最長2年間まで継続入居の可能性あり)
- ◇居室費用 【单身室】 20,000円/月  
【夫婦室】 25,000円/月  
※上記に加え、光熱費・水道料等は実費負担
- ◇施設使用料 1,500円/月 (インターネット使用料)
- ◇保証金 单身室 10,000円 夫婦室 15,000円 (退去時に返却)
- ◇募集時期 【春期募集】 12月上旬から2月上旬頃  
【秋期募集】 7月上旬から8月中旬頃  
※上記に加え、空き状況により年間を通じて随時募集があり、大学を通じて募集しています。  
※入居希望者が多い場合は、入居できないこともあります。

### 【注 意】

会館入居申請後に、「大学までの距離が遠い」などの理由で入居を辞退することは、会館に多大な迷惑を掛ける為、認めません。

**【入居期間途中の退去は、原則として不可とします。  
申請希望者は、必ず下見をして、よく考えてから申請して下さい。】**

## VII. 授業料の減免について

中京大学は、外国人留学生を対象とした授業料減免を行っています。2017年度入学の正規留学生は、一般学生の授業料の3割（30%）にあたる額を減免します。尚、教育充実費、施設設備費、実験実習費については減免対象ではありません。

なお、学部学生で8セメスター、大学院学生の修士課程で4セメスター、博士課程で6セメスターが終了した時点で留年した場合、それ以降の授業料の減免はありません。大学院博士課程の在学延長生も学費減免の対象にはなりません。

## VIII. 学費延納について

学費を納入期限までに納められない場合は、学生支援室に本学所定の「学費延納願い」を提出して下さい。

## IX. 休学・復学・30日以上欠席について

休学や復学は、皆さんの在留資格に影響します。必ず国際センターに相談をしてから、学生支援課で手続きをして下さい。休学理由によっては、次回の在留期間更新手続きが非常に難しくなることがあります。基本的には、学生本人の病気や怪我、家族の看病に伴う長期帰国など、やむを得ない明確な理由がある場合に限り、在留期間更新の可能性があると考えて下さい。尚、本学は外国人留学生の休学中の日本でのアルバイトは認めていません。

更に、休学は、授業の履修や卒業に大きな影響を及ぼします。学生支援室で手続きをする前に、必ず教務課窓口で履修や卒業時期等に関して相談をしてください。また、休学でなくても、30日以上学校を休む場合は、教務課に連絡する必要があります。

## X I . 大学との連絡と在籍確認について

### 大学から外国人留学生のみなさんへの連絡方法

#### ■ ALBO

奨学金・イベントの告知については全て ALBO を通して行います。

必ず、各自頻繁に確認するようにして下さい。国際センターから連絡をしたにも関わらず、留学生の皆さんが見なかったことにより発生した不利益については、その学生の責任となりますので、十分注意して下さい。

#### ■ 連絡先

大学は、常に皆さんの正確な連絡先を知る必要があります。CUBICS 上の学生支援課の情報の更新を常に行い、連絡先が変更した際は国際センター事務室へ必ず連絡してください。

### 学生の皆さんから大学への連絡方法（事故・災害等）

事件・事故・災害等が起こった場合は、大学に連絡をしてください。

● 国際センター直通電話番号:	名古屋キャンパス	052-835-7133
	豊田キャンパス	0565-46-6949
● 学生支援課 直通電話番号:	名古屋キャンパス	052-835-7163
	豊田キャンパス	0565-46-1230

### 【重要！】在籍確認について

2016 年度より、皆さんの在籍確認を毎月国際センターで行っています。

授業期間(4月～7月、10月～1月)の間は毎月 10 日までに、**学生証を持参の上、必ず国際センターで在籍確認を行ってください。**

もし在籍確認が取れなかった場合は、その旨を 入国管理局へ連絡をすることがあります。